

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	事業内容	対象事業所
(1) 送迎用車両の改修支援事業	障害児通所支援事業所に通所する障害児の送迎用自動車のうち、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置が義務付けられた自動車 <sup>(注1)</sup> について、安全装置 <sup>(注2)</sup> の設置等を行うこと。	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等 <sup>(注3)</sup> を導入すること。	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所
(3) 登降園管理システム支援事業	適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

注 1 : 送迎を目的とした自動車のうち、原則、座席が 2 列以下の自動車を除く全ての自動車が義務付けの対象となる。

注 2 : 国土交通省が令和 4 年 12 月 20 日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものとする。

注 3 : GPS や BLE(Bluetooth Low Energy)など施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 送迎用車両の改修支援事業	送迎用自動車に設置する安全装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用  ※送迎用自動車 1 台につき安全装置 1 台とする。 ※購入を原則とするが、リースの場合は、令和 5 年度分のリース料を限度とする。	装置 1 台当たり 175 千円	10 / 10
(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業	ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用  ※機器の数が使用する児童の数以内であること。	1 事業所当たり 200 千円	4 / 5 以内
(3) 登降園管理システム支援事業	登降園管理システム導入に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費  ※導入済みの登園管理システムの改修費は対象外 システムの保守費、リース料、通信費等は対象外	① 端末購入を行わない場合 1 事業所当たり 200 千円 ② 端末購入を行う場合 1 事業所当たり 700 千円	4 / 5 以内